

# 横浜市請負工事検査事務取扱要綱

制 定 平成 11 年 4 月 1 日

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 横浜市が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）における、横浜市請負工事検査事務取扱規程（以下「検査規程」という。）第 2 条の 2 に定める検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (検査の依頼)

第 2 条 総括監督員は、検査の依頼をするときは、検査依頼書（第 1 号様式）により行うものとする。

## (技術検査員の任命)

第 3 条 検査主幹は、技術検査員を任命するときは、技術検査員任命簿（第 2 号様式）により行うものとする。

## (検査結果の処理)

第 4 条 技術検査員は、検査を終了したときは、工事検査報告書（第 3 号様式）により、検査主幹に報告するものとする。

2 検査主幹は、完成検査又は出来形部分検査を実施した場合において、請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときは、工事完成出来形部分検査調書（第 4 号様式）を作成するものとする。

## (工事成績評定の方法等)

第 5 条 検査規程第 8 条の規定により行う工事の成績の評定（以下「評定」という。）は、すべての工事について行うものとする。ただし、当初契約時の請負金額が 500 万円未満の工事及び災害時等における緊急を要する工事を除く。

2 評定は、総括監督員、主任監督員、担当監督員及び技術検査員（以下「評定者」という。）により、工事ごとに独立して行うものとする。

3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

4 評定は、工事成績評定書（第 5 号様式）により行うものとし、別に定める工事成績評定基準に基づき採点するものとする。

## (評定の登録)

第 6 条 工事担当局長は、評定の結果を電子入札システム（横浜市契約規則第 2 条第 3 号の電子入札システムをいう。以下同じ。）に速やかに登録するものとする。

## (検査結果の通知)

第 7 条 工事担当局長は、検査規程第 9 条に定めるところの通知を行う場合は、工事完成検査結果通知書（第 6 号様式及び第 8 号様式）又は工事出来形部分検査結果通知書（第 7 号様式）により行うものとする。なお、第 6 号様式は電子入札システムから出力するものとする。

## (評定の修正)

第 7 条の 2 工事担当局長は、前条の通知を行った後、別に定める工事成績評定基準により、当該検査

- 結果通知における評定を修正する必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。
- 2 工事担当局長は、前項の修正を行ったときは、その結果を速やかに、電子入札システムに登録するとともに、工事成績評定結果修正通知書（第9号様式）により請負人に通知しなければならない。

（中間技術検査対象工事）

第8条 中間技術検査を実施する工事は、第2項及び第3項に該当する工事とする。

- 2 大規模工事であり、次に掲げる工種を主たる工種とするもののうち、工事担当局長が指定したもの
  - (1) 橋梁
  - (2) トンネル
  - (3) シールド
  - (4) 建築物（躯体）
  - (5) コンクリート構造物
  - (6) 杭基礎
  - (7) 地中連続壁（本体の一部となるもの）
  - (8) 地盤改良
  - (9) 耐震補強
- 3 工事担当局長が特に必要と認める工事

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（適用）
- 2 この要綱の規定は、施行日以後に検査を行う工事について適用し、施行日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（適用）
- 2 この要綱の規定は、施行日以後に検査を行う工事について適用し、施行日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 13 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、施行日以後に検査を行う工事について適用し、施行日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、施行日以後に完成した工事について適用し、施行日前に完成した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、施行日以後に検査を行う工事について適用し、施行日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

2 この要綱の規定は、施行日以後に検査を行う工事について適用し、施行日前に検査を行った工事については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条）

## 検査依頼書

年 月 日

検査主幹

所属

総括監督員

下記の工事について、検査をお願いします。

工事名	検査の種類	請負人	請負金額	完成期限	完成年月日	主任監督員	担当監督員	適要	検査日

（備考）特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、財政局に報告することとする。



## 工事検査報告書

第 号  
年 月 日

検査主幹

所属  
技術検査員 職  
氏名

⑩

次のとおり工事の検査が終了しましたので報告します。

検査年月日	年 月 日	再検査年月日	年 月 日	検査の種類
工事名				<input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 出来形部分検査 <input type="checkbox"/> 中間技術検査（回）
工事場所				
請負人				
契約年月日	年 月 日	着手年月日	年 月 日	
完成期限	年 月 日	完成年月日	年 月 日	
契約金額	円		出来形額計	円
区分	事項	出来高（%）	手直し指摘事項その他意見	左に対する措置結果
総出来高		%	備考	
確認	検査主幹	総括監督員	主任監督員	担当監督員
				手直し完成 年 月 日
				中間技術検査結果 <input type="checkbox"/> 優 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 可

注）完成検査及び出来形部分検査の場合は、「中間技術検査結果」欄は斜線を引く。中間技術検査の場合は、「区分・事項」欄には検査対象工種を記載し、「出来形額計」、「出来高（%）」、「総出来高%」欄は斜線を引く。

（備考） 特別の必要がある場合は、様式を修正して使用することができる。ただし、修正した場合は、財政局に報告することとする。

# 工 事 完 成 検 査 調 書

## 出来形部分

所属  
 検査主幹 職  
 氏名 ㊟  
 所属  
 技術検査員 職  
 氏名 ㊟

検査の結果、次のとおり相違なく 完 成 出来形部分 があつたことを確認する。

完成届年月日	年 月 日	検査の種類	<input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 出来高払 部分検査(第 回) 工程段階払		
検査年月日	年 月 日				
工 事 名					
工 事 場 所					
請 負 人					
契約年月日	年 月 日	着手年月日	年 月 日		
完成期限	年 月 日	完成年月日	年 月 日		
予 算 科 目	年度 款 項 目 節				
①	請負代金額	円	⑤	今回出来高の9/10以内の金額	円
	当該年度出来高予定	円	⑥	前払金額	円
②	今回までの総出来高	$(② \div ① \times 100 = \quad \%)$ 円	前	前回までの前払金充当額	円
			⑦	今回充当額前払 (⑥×④の%)	円
③	前回までの出来高	円	⑧	既部分払総額 (精算払のときは前払金額を含む)	円
④	今回出来高 (②-③)	$(④ \div ① \times 100 = \quad \%)$ 円	⑨	今回支払額 (部分払のときは⑤-⑦ 精算払のときは①-⑧)	円
(備考)					
債務負担・繰越			工事番号		年度 決 号

## 工 事 成 績 評 定 書

第 号  
年 月 日

局長

所属			
技術検査員 職			
氏名			印
所属			
総括監督員 職			
氏名			印
所属			
主任監督員 職			
氏名			印
所属			
担当監督員 職			
氏名			印

次のとおり工事の成績を評定しましたので報告します。

工 事 名				契約番号	
工 事 場 所					
請 負 人					
契 約 年 月 日		年 月 日	着 手 年 月 日	年 月 日	年 月 日
完 成 期 限	当 初	年 月 日	完 成 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	変 更 後	年 月 日	延 期 理 由		
契 約 金 額	当 初	円			
	変 更 後	円			
①	担当監督員 及び 主任監督員評定点	点	①×0.4	点	評 定 点 合 計
②	総括監督員評定点	点	②×0.2	点	
③	技術検査員評定点	点	③×0.4	点	
④	法 令 遵 守 等	▲ 点	④×1.0	▲ 点	
技 術 検 査 員 所 見			監 督 員 所 見		
本工事における工事事務等による 指名停止又は警告の有無			本工事における VE提案の有無		
有・無			有・無		

注1) 評定点計算過程は小数点以下第2位まで求め、評定点合計は四捨五入により整数とする。  
 注2) 所見は必ず記載するものとする。なお、⑤に該当するときは措置内容を監督員所見に記載すること。  
 注3) ⑤法令遵守等の項目は、工事期間中における評定点(減点▲)を記載する。該当無しは0点とする。  
 注4) 当初契約時の請負金額が500万円未満の工事では評定は行わず、該当欄は斜線で消す。



## 工事完成検査結果通知書

第 号  
年 月 日

（請負人） 様

横浜市〇〇局長

次の工事は、検査の結果、完成を確認しましたので通知します。また、横浜市請負工事検査事務取扱要綱に基づき評定した結果も併せて通知します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
評 定 点	／ 100点		

各項目の評価については、評定点の記入してある欄の評価です（ただし、法令遵守等については、減点（▲）方式による評価です。該当なしは0点です。）。

評価項目	細 別	評 定 点 / 満 点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 3.3
	II 配置技術者	／ 4.1
2 施工状況	I 施工管理	／ 13.0
	II 工程管理	／ 8.1
	III 安全対策	／ 8.8
	IV 対外関係	／ 3.7
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	／ 14.9
	II 品質	／ 17.4
	III 出来ばえ	／ 8.5
4 工事特性	I 施工条件等への対応	／ 7.3
5 創意工夫	I 創意工夫	／ 5.7
6 社会性等	I 地域への貢献等	／ 5.2
評定点計		点
7 法令遵守等（減点のみ）	▲	点
評定点合計		／ 100点

＜連絡先＞

局 課  
電話（ ）

工事出来形部分検査結果通知書

第 号  
年 月 日

（請負人） 様

横浜市〇〇局長

次の工事は、検査の結果、出来形部分の完成を確認しましたので通知します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	完成期限	年 月 日
部分完成年月日	年 月 日		

<連絡先>

局 課

電話（ ）

工事完成検査結果通知書

第 号  
年 月 日

（請負人） 様

横浜市〇〇局長

次の工事は、検査の結果、完成を確認しましたので通知します。

契約工事名			
契約年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日

<連絡先>

局 課  
電話（ ）

## 工事成績評定結果修正通知書

第 号  
年 月 日

（請負人） 様

横浜市〇〇局長

次の工事は、横浜市請負工事検査事務取扱要綱に基づき、評定結果を修正しましたので通知します。

契約工事名			
契約番号			
契約年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
修正前評定点	点	修正後評定点	点
修正理由	(法令遵守等の内容)		

<連絡先>

局 課  
電話 ( )